

大正初期岩手県農村の分析

—「岩手県江刺郡藤里村々是調査」を中心に—

三 浦 黎 明

[要旨]

明治末・大正初期の東北農村は、日露戦争による増税と凶作によって非常に疲弊した。岩手県農村もその例にもれないが、大正2年の凶作の後大戦景気にも支えられて、岩手県の農業生産は増大する。県と県農会とが岩手県農政を推進したが、「町村是」運動もその1要因であろう。その農村調査は20世紀初頭の岩手県農村の実態を示す貴重な資料である。ここでは「江刺郡藤里村々是調査」の事例によって農村生活の諸相を解明する。

キーワード：明治末・大正初期、岩手県農村、農家経済、町村是、実態調査

はじめに

岩手県における近代農村の歴史的研究では、森嘉兵衛の社会経済史的研究がその先駆的なものであろう。早くは『岩手県農地改革史』の中で、「近世役畜農業経営」を稗場入会地との関連においてとり上げ、その近代化を考察した。その際1村レベルの資料にもよりつつ地主制の形成・展開を分析している¹⁾。のちに『岩手県近代百年史』ではその林野入会地に関して、部落有林野統一事業の分析を補足し、その所説が継承されてきた²⁾。

森はこのように、『岩手県胆沢郡小山村農事調査書（大正元年）』の資料によって補強している。それは県統計書や農事統計などではみられない貴重な資料であるから、先にその全文を復刻・紹介しておいたことがある³⁾。それは斎藤万吉の農家経済調査の一部であり、また県農会の橋田正男が携わった調査でもある。そしてこの調査については、「明治後期の岩手県農村の分析—「小山村農事調査書」の分析を中心に—」において、農民層の分解の視点から若干検討してきたところである⁴⁾。しかし小作地率の推移は明治45年に32%であり、大正期にはほとんど増加しないことも注意したい。これを受けて、本稿では、県内の「町村是」から『岩手県江刺郡藤里村々是調査』を取り上げて、20世紀初頭の農村の状態を別の角度からできるだけ具体的にみてみたい。

明治末・大正初期（1910年代）は、岩手県農村の疲弊は甚だしかった。その中で岩手県農会は精力的に農村調査（「町村是」と「産業調査」）に取り組んでおり、『岩手県農会史』もその経

1) 岩手県農地改革史編纂委員会『岩手県農地改革史』1954年。

2) 森嘉兵衛『岩手近代百年史』1974年、岩手県『岩手県農業史』1979年。

3) 三浦黎明「資料紹介・岩手県胆沢郡小山村農事調査書（大正元年）」（盛岡短大『法経論叢』第9号）、1988年。
紫波郡煙山村については、中村吉治編著『村落構造の史的分析』（1956年）が、明治・大正期にも言及している。

4) 盛岡短大『法経論叢』17号、1996年、のちに三浦黎明『岩手県の勸業政策と農会』1998年に収録。

過を紹介している⁵⁾。しかしながらその内容にはあまり触れてはいない。これは『岩手県農業史』でも同じである。明治後期の農村と農家の実態を帝国農会による「農家経済調査」の県レベルのデータで紹介している。ここでは1村レベルの町村是調査により補うこととしたい。

前回検討した胆沢郡小山村（現奥州市水沢区小山）を念頭に置きながら、まず『岩手県江刺郡藤里村々是調査』（現奥州市江刺区藤里）に目を向けてみたい。県農会の指導とはいえ、農業生産の増進のために村々の調査員が戸票（小票、カード）を使って「合議的調査」「憶測」をまじえながら実態を押さえ、村の方針を模索しようとするものであった⁶⁾。明治45年2月から村農会により村役場の協力のもと始められ、調査専務員は当初2名、のちには3名で実施された。3月6日から村内を8区に分けて戸票調査を実施し、10月4日に終えている。人員は合計のべ267人に及んでいる。

それは一種の村民（村内）所得計算であり、農村と農家経済を中心とする総合的な実態調査でもある。その有効性には当時から賛否の声があったが⁷⁾、今では歴史の多角的な研究に有益な資料であろう。ただし、その調査方法が現在とはかなり異なるから、その利用（統計的な処理は簡単ではない）には留意する必要がある。それは先学の研究が指摘するところであるが⁸⁾、農村と農家経済を1村レベルの資料に基づいて解明することができるであろう。

1、明治末・大正初期の岩手県農村と「町村是」調査

（1）明治後期の農村の疲弊

20世紀初頭、明治30年代の後半には、わが国の農村と農家経済は、明治37～38年の日露戦時の増税により厳しい環境におかれた。明治36年農商務省から農業生産の増産のため「農事改良必行十四項目」（督励事項8項目、奨励事項6項目）が農会に諭達され、短冊苗代などの強制を含むいわゆるサーベル農政が推進された。農家の抵抗により、和賀郡江釣子村では37年に反対の一揆さえ起こった。

当時岩手県地方では、明治29年6月の三陸大津波のため沿海地方30有余の漁村で大災害があり、同年8月には陸羽大地震もあった。西和賀郡では被害が最も大きく、水田の亀裂・陥没により稲の成熟が遅れ、田畑とも半作となった。35年の凶作では、稲の出穂期に気候が不順となり、9月28日の大暴風雨で県下の収穫皆無の田畑は2万9075町歩であり、水田の3分の1、畑の6分の1に及んだ。さらに38年の凶作においても稲の生育中に低温と長雨のため中稲および晩稲は穂が実らず、平年作の66.2%の減収となった。35年の凶作よりも12%の減収であった。貧農の食料と燃料補給の一助として、蕨根、栗実、檜の実のほか枯れ枝、落葉を官有林と皇室林から採集できる

5) 川原仁左衛門『岩手県農会史』1968年。

6) 横山雅男『町村是調査綱要』、1909年。

7) 柳田國男の町村是批判は住民の自発性を重視したものである（『時代と農政』、『定本柳田國男集』第16巻所収）、1962年。

8) 一橋大学経済研究所附属日本経済情報センター「郡是・町村是資料マイクロ版集成目録・解題」、1999年、なお同マイクロ版に「藤里村村是調査」を収録。

ように許可を得ている⁹⁾。35年と38年の凶作は江刺郡でも深刻であり、米の減収高は35年では平年の29.9%、38年には56.5%と落ち込んだ。郡役所所在地の岩谷堂町の管外からの輸入米は38年11月分でも台湾米等57.200斤（約34トン）、3075円に及んだ¹⁰⁾。

こうして食糧米の輸入を経験し、食糧と軍馬の飼料確保のために、米麦の増産運動が展開された。日露戦時の明治37年、岩手県では盛岡高等農林学校長・玉利喜造(36年赴任、全国農事会の顧問)を部長とする対時局産業及勤儉督励部がおかれ、その運動が組織的に推進された。その督励項目のうち短冊苗代は100%、稲麦の種子塩水選、通し苗代の廃止は約40%、稲の正条植は10%程度が実施された¹¹⁾。奨励事項の勤儉貯蓄組合の設置は、内務省による奉公的貯蓄組合の奨励によるが、市町村に報国勤儉貯蓄組合を組織し、冗費の節約と副業により郵便貯金または銀行預金をさせ、公債・国債を購入させると同時に、のちにこの貯蓄組合を産業組合に改組するものであった。したがって、37年の勤儉貯蓄組合は239となったが、信用組合を中心として産業組合は39年には前年の96から199に激増した¹²⁾。

玉利は35年の凶作を機に『東北振興策』を著し、米作偏重から麦類・ジャガイモなどへの作付けの転換を主張している¹³⁾。その後、大正2年にも凶作に襲われたので、原敬が益田孝らと東北振興について懇談し、渋沢栄一、岩崎久弥らと相談のうえ東北振興会（第1次）を起こし、のち昭和期には東北振興が国策として追求されることになる¹⁴⁾。

内務省は日露戦後経営のために明治42年の戊申詔書を受けて、明治22年施行された市制・町村制の一部を明治44年に改正し、町村長の権限を強化しつつ、農村の建て直しを図ることとなった（地方改良運動）。そして、明治43年（1910）には農商務省とともに、林業の近代化と町村財政の強化を目指して、部落有林野統一事業に乗り出した。それは自給肥料を条件とする小農経済（森のいわゆる「役畜農業経営」）の基盤を揺るがす。そのため長期にわたり妥協を重ねつつ進められたが、ついに未完のうちにこの事業は昭和14年（1939年）には放棄される¹⁵⁾。

（2）農会による町村是調査

さて、農会が30年代に取り組んできた町村是運動は、明治34年（1901）に全国農事会によって『町村是調査標準』が作成・配布され、拡大された¹⁶⁾。各県で多くの郡是・町村是が作成され、明治36年の第5回内国勸業博覧会（大阪）に数多く出品された。それは前田正名による明治23年の『農事調査』を受けて、その旧部下や同調者が各農会や町村において実態調査に基づいて農業生産を増進するための市町村是（基本方針）を策定し、市町村を建て直すことを模索したものである。

9) 三浦黎明「資料紹介・岩手県勸業施設概目」（盛岡短大・『法経論叢』1～3号、1980～82）。

10) 江刺市『江刺市史』第5巻、1979年。

11) 岩手県『時局ニ対スル産業督励調査 第一次』1905年。

12) 長江好道ほか『岩手県の百年』1995年。

13) 玉利喜造『東北振興策』1904年。

14) 岩本由輝『東北開発120年』1994年、増補版2009年。

15) 半田良一編『林政学』、1990年。

16) 全国農事会『町村是調査標準』1901年。

岩手県では農会が主体となり、明治35年に『町村是調査標準』が1000部配布された¹⁷⁾。模範村として紫波郡佐比内村（現紫波町佐比内）が選定・調査され、『岩手県紫波郡佐比内村村是調査』が出版され、博覧会に出品された。その後日露戦争で中断したが、県農会は明治40年にまず3か村の町村是調査に取り組むことを表明し（『岩手県農会報』、54号）、その調査を主導する橋田正男（盛岡高等農林学校助教授）を41年10月に技師兼幹事として迎えた（退任は大正2年5月）。明治42年には横山雅男の講演会を開き、講演記録を内務部でも出版した¹⁸⁾。こうして、明治41年から大正3年にかけて「町村是」は16、その簡略版である「産業調査」は212（その他に7）、それぞれ調査発表された（合計235、ただし一部重複）。県下の市町村の数は一市21町219か村であるから（郡は除いても合計241団体）、ほぼ全市町村で実施されたとみてよい¹⁹⁾。

これらの調査は、岩手県分は現在25点の「村是」と「産業調査」とを見ることができる。その収集にあたった高橋益代によれば、全国の町村是調査活動は第1期（明治22年～）、第2期（30年～37年）、第3期（38年～大正12年）に区分される。調査内容も変化するのであるが、岩手県の調査は第2期には1点（紫波郡佐比内村）、第3期には24点があり、おおむねこの時期に集中している。その後の第4期（昭和5年以降）には2点がある²⁰⁾。

岩手県の町村是には3類型がある。1つは紫波郡佐比内村のものである。2つは明治44年以降に県農会が担当したものであるが、このタイプもすべて調査項目が同じではないし、編集の仕方と同じではない。しかし、北は岩手郡松尾村から南は気仙郡小友村までの事例があり、のちに地域比較もできる。3つは和賀郡藤根村村是であるが、郡と村とが、著名な森恒太郎の愛媛県温泉郡余土村の『町村是調査指針』（明治42年）の調査票に準拠しながら一部の項目を省略し、調査したものである。他には「和賀郡郷土教育資料」の村是（大正13年）と「和賀郡十二箇村是」（昭和3年）があるが、時期的にみてやや異なるであろう。

本稿では、『岩手県江刺郡藤里村々是調査』（大正2年）を取り上げる。その理由は、もっとも多い第3期の村是であり、またその内容が最も詳細だからである。最初の佐比内村村是とその他の村是は、これとの比較において、稿を改めて地域別にみることにする。

2、大正初期江刺郡藤里村の概況

（1）旧江刺郡藤里村の変遷と現況

旧江刺郡藤里村は、2011年現在では奥州市江刺区藤里である。奥州市は平成18年2月に（2006年）、水沢市、江刺市、前沢町、胆沢町、衣川村の5市町村が合併し、成立した。面積は993.35平方キロメートル、東西に約57km、南北に約37kmに及ぶ。北は北上市、金ヶ崎町、西は遠野市、南は一関市に面している。東北新幹線、JR東北本線と国道4号線、東北自動車道が通過し、

17) 岩手県農会『岩手県農会報』23号、1903年。

18) 横山雅男、前掲『町村是調査綱要』1909年。

19) 前掲『岩手県農会報』各年、なお1号（1901）～195号（1931年）があり、20世紀の初めの30年の農業史研究の好個の資料である。現在AGROLib（農林水産研究成果ライブラリ）で閲覧できる。

20) 高橋益代「『町村是』資料について－マイクロフィルム郡市町村是調査資料解題－」、1988年。

交通至便である。水沢区は北上川の右岸、江刺区は北上川の左岸であり、藤里地区は北上山系（種山が原）よりの伊手川にそっている。土地の利用状況は、現在では田が17.7%と、畑の4.8%よりも多い。ほかは宅地が3.5%、山林が44.1%であり、農地の割合が大きく、稲作を中心とする農業地帯である。同時に、奥州市水沢区、江刺区には商業集積と工業団地もある。人口は、130,171人で（国勢調査）、岩手県全体の9.4%を占め、盛岡市につぐ大きな地方団体である²¹⁾。

ひるがえって江刺区藤里村の変遷を簡単に見ておこう。昭和30年（1955）に江刺郡岩谷堂町（旧江刺郡役所所在地）、愛宕村、藤里村、田原村、伊手村、米里村、玉里村、梁川村、広瀬村、稲瀬村が合併して江刺町となり、さらに昭和33年に江刺市となった。そのうち藤里村は明治22年（1889）に町村制を施行したが、それは明治8年浅井村と横瀬村の合併により成立したものであるから、2つの字からなる。明治以前、江刺郡はじめ県南4郡は仙台藩に属し、明治以降は一関県、水沢県、磐井県の管轄となり、そのため地租改正は水沢県・磐井県において実施され²²⁾、9年に岩手県に編入された。

ここで便宜上、戦前期として昭和12年（1937）の統計的指標をいくつか見ておこう。藤里村の戸口は全戸数417戸（10年の人口2673人）、うち農業381戸、工業16戸、商業7戸である。総生産額は35万円、うち農産が21万3千円（うち米15万5千円であり、反当り1石6斗である。その他麦2万9千円、大豆8千円、繭4千円がある）、ついで畜産1万9千円（馬1万1千円、牛乳4千円）である。耕地は水田340町歩、畑190町歩である（田の比率64%）。次に林産では用材6万8千円、木炭1万円である。米は豊作の年なので、1人当り年平均生産額は131円であり、「恵まれた方」といわれる。農家の構成は自作農148戸、自小作農227戸、純小作農28戸であるから、自小作農を中心とする農村である（土地は町未満、切り捨て、金額は百円未満、切り捨て、以下同じ）²³⁾。

（2）明治45年（大正1年）の江刺郡藤里村の概況

それでは、『大正二年三月 岩手県江刺郡藤里村々是調査』（A4版、本文126頁2段組み、図1）を見ていこう²⁴⁾。村是は大体「総論ノ部」、「経済ノ部」、「参考ノ部」そして「将来ノ部」の4部からなるが、藤里村村是も同じである。前の3つが実態調査であり、それをふまえて4部で「村是」を策定する。「経済ノ部」は町村経済に関する一種の村民（村内）所得計算である。1村を単位とする農業生産所得と家計消費支出とをいわばマクロ的に数量的に調査・集計し（一部は調査員の「憶測」もあるが）、村々の生産額を把握して増産策を提言するものである。あわせて村の自然環境から歴史・民俗にも目を向け、「総論ノ部」と「参考ノ部」でかなり多面的に補足紹介している。以下においては、村の概況、農業生産、農家の消費生活に分けて経済的側面を中心として、整理してみたい。

21) 奥州市公式サイト

22) 『岩手県史』第8巻、1964年。

23) 岩手県教育会『岩手県郷土誌』1940年、復刻版1978年。

24) 岩手県農会『大正二年三月 岩手県江刺郡藤里村々是調査』1913年。ただし調査は明治45年・大正1年、橋田正男の指導による。

藤里村の沿革は明治8年の浅井村・横瀬村の合併に由来し、22年に藤里村となった。自然環境では、気候は岩谷堂町のデータによれば、年平均11度、1月の最低気温マイナス12.5度、最高気温は7月の30.5度である。土質は北上山系に発する伊手川沿岸は肥沃であるが、他はやせている。水利は周囲の官有林を水源とする川があり、溜池も141か所あるから、用水には困らない。また主要街道として旧盛街道（現397号線）があり、西1里32町（7.5キロ）で岩谷堂町と、また東18里（72キロ）で盛港（現大船渡市）と結ばれる。

次に村の戸口、職業別戸口である。まず在籍戸数（同人口2715人）と現住戸数（同人口2533人）は、両者347戸で一致するが、人口は現住人口の方が182人少ない。これは出稼ぎ（38年以後北海道漁業出稼ぎが盛んになる）その他などによる。内訳は、現在農業戸数が260戸、同兼業戸数87戸であり、合計347戸であるから、いまだいずれも農業とかわりがある。商業戸数の21戸、工業戸数の54戸、雑業戸数の25戸（獣医1戸、僧侶3戸を含む）は合計100戸である。兼業は2種以上するので、兼業戸数と一致しないと注記されている。

人口のうち「農人口」は2186人であるから、現住人口2533人より347人少ない。農人口のうち「農業ニ従事セザル者」には、「労働ニ堪エザル者」840人と「出稼スル者」103人とがいる（男55人、女48人）。他に地主7人がいるが、田畑5町以上にして10町以下を作付けするものが1人である。昭和12年の記録では藤里村には10町歩以上の地主がいない²⁵⁾。つまり大地主が成長する条件がなかったのであろう。

つぎに土地および耕地の状況はどうであろうか。土地の地目別反別は、田283町、畑235町、宅地38町（坪表記を換算）、山林419町、原野844町、雑種地1町（町未満は切り捨て）、合計1828町である。耕地518町のうち田の比率が55%を占めており、大正年間には耕地はほぼ同じであり、昭和12年には畑から田に45町転換している程度である。その他村内の官有林は5か所からなり、合計505町であるから、民有林よりやや広い。

村内・村外別の土地所有を見ていこう。他町村（おそらく都市部）のものが所有する村内の土地は田畑その他合計42町である。その小作料は現物であり、田は米117石、畑は大麦4石、大豆5石を支払う（石未満は切り捨て）。一方村民が他の村に所有する土地は、田畑・山林・宅地を合算して約50町となるから、やや多く所有しているが、田畑は実は少ない。その小作料は現物で受け取り、自作の場合は税負担をする。この場合、本村民の所有する土地（田266町、畑229町、林野1296町、宅地38町）は1829町であり、上記の村内の土地反別の合計とほぼ等しい。35年以後10年間の土地の売買が判明する。土地売買は村内・村外いずれもあるが、村内売買の方が多いから、約80町歩の田の土地所有権が村内で移動したことになる。

（3）藤里村の自小作別・経営規模別階層構成と田畑のあり方

この調査では、田畑の所有規模別構成のみならず、経営規模別構成が判明する。所有規模別では、338戸のうち5反未満が162戸（44.9%）、5反以上1町未満が75戸（22.2%）、1町以上3町以下が69戸（20.4%）である。3町以上100町以下は32戸（9.5%）といっても、10町以上は2戸であ

25) 岩手県経済部「耕地10町歩以上所有者調」1937年（渋谷隆一編『都道府県別資産家地主総覧（岩手編）』、1995年）。

るから、大地主が成長しているわけではない。さらに経営規模別では、347戸のうち5反未満が110戸（31.7%）、5反以上1町以下が114戸（32.9%）、1町以上2町以下が94戸（27.1%）であり、2町以上層は29戸（8.3%）である。経営規模別は1町未満層が半数であるから、総じて零細経営である（5町以上10町以下は1戸のみ）。また、自小作別構成では、自作農は116戸（33.4%）、自小作農は222戸（63.9%）、小作農は9戸（2.6%）であるから、純小作農は少ない。また、1戸当たり反別は自作農が2町3反、自小作農が1町、小作農は2反である。田畑497町のうち小作地は75町であるから、小作地率は15%とかなり低い。要するに1町ほどの土地をもち、1町ほどの経営をする自小作農が多数を占め、零細な農家経営を営んでおり、多くが兼業農家である。

次に田畑の等級別をみてみよう。土地の肥沃度、日照のよしあし、沢田・深田の如何による区分であるが、田の場合上級127町、中級106町、下級42町となる。田畑の傾斜地別の区分もある。田を見れば、平坦地13町、緩やかな傾斜地139町、急な傾斜地30町である。田畑の区画は、田では大（7畝以上、7アール以上）が20%、中（3畝以上）が50%、小（3畝以下）が30%である。岩手の耕地整理は胆沢郡南都田で当時緒に就いたばかりであり、37年には県も指定補助をしている。乾・湿田は、乾田が118町、高畔田5反、普通水田103町、鉄気水田1町、深田60町となり、一部で乾田化が必要であった。さらに人耕・馬耕の区別をみれば、田では279町が人耕であり、馬耕は4町であるから、馬耕の普及はわずかであった。開墾適地としては、畑を田に変換できる個所（3町）、原野を畑に変換できる個所（85町）があった。藤里村は、平坦地農村ではないが、60町の深田があり、経営規模も1町歩と小さいので、いまだ人耕中心であり、馬耕を導入するには至らない。

（4）藤里村の財産所有の形態（団体有と個人有）と部落有財産の統一

財産所有の区別として、まず団体有には村有と部落有がある。村有は田、原野、山林、宅地であり、9町程度である。他方、部落有は原野462町であり、量的には圧倒的に多い。したがって行政上は部落有林野の村有への統一が必要であった。村有の基本財産の増殖法では、学校林を置いて植林をするほか、救荒予備のために資金を蓄積することがあげられ、「藤里村基本財産蓄積条例」（明治36年）と「藤里村救荒予備金蓄積条例」（明治42年）、それに先立って藤里村有財産管理規定（明治35年）をそれぞれ定めた。

部落共有地では「藤里村部落ニ係ル共有地管理法規程」を定めた。規程では、浅井部落、横瀬部落の共有地の管理には村長が当る。各部落に一戸を構え、2年以上居住すれば、共有地の使用权を得るが、他に移転すれば失う。共有地にかかる地租、地方税、村税その他必要な経費は各部落の負担とする。その賦課法は村会の議決によるという。森によれば、藤里村・玉里村（隣村）の入会権者220人が横瀬部落の入会地366町をもち、140人の入会権者が浅井部落の入会地96町をもっていた。かれらが40人の連署で県の勸奨により大正1年10月に同意書を提出し、統合された²⁶⁾。こうして入会集団は依然としてあるが、それは部落有財産から村有に移されているから、村落共同体の性格を希薄にしたものといえよう。

26) 森、前掲『岩手近代百年史』。

つぎに個人有財産には、不動産と動産の2つがある。不動産は土地（1829町）と建物がある。動産は、備品類のほか、債券（1600円）、株券（9610円）、「余裕貯穀」（200石、2,800円）、貯金（52,640円）、「貸金額」（30,819円）、「有金」のほか、「各業者の資本」（230円）がある。資金の運用では、貯金が最も大きく、金貸しに重点があり、株式投資、債券投資がこれにつぐ。さらに畜産の家畜（359頭、20,900円相当の牡牛12頭、牝牛6頭、牡馬115頭、牝馬226頭）と家禽がある。牛馬では圧倒的に馬に重点があり、馬に依存する農業経営となっている。家禽はいまだ少ない。

ついで1戸当たりと1人当りの財産額であるが、その所有額による農家の3階層を計算し、区分している。財産所有額によって村内農家戸数347戸を区分すれば、上層（4500円以上）は28戸（8.1%）、中間層（1200円以上）は102戸（29.4%）、下層（1200円以下）は217戸（62.5%）となる。それは前述したように、土地所有の上層（3町以上）、中間層（1町以上3町以下）、下層（1町以下）の3階層と大筋では重なる。

3、藤里村の農家経済の収支構造

（1）農家経済の収支概要

町村是の「経済ノ部」では、藤里村を1つの家計として計算するから、いわば村民（村内）所得計算にあたる。まず村全体の収入総額は162,112円であり、それは農業収入101,422円、林業収入13,986円、工業収入494円、商業収入6528円、雑収入3432円、副業収入3341円、労働賃金4593円、他村からの受取小作料434円、村外・村内の貸付金、公債、株式、貯金の利子9457円、雑収入6403円のほか、「産出肥料」13,223円からなるが、内訳額の合計と収入総額とは一致しない。利子の負担額は5565円であるから、差引3892円は村としては収益となるが、むろん得たのは上層農家であろう。

農業収入の内訳に入ろう。穀類81,943円、荳類4962円、蔬菜2124円、果実660円、特用作物1579円、雑類6768円、養蚕1239円、畜産2147円がある。ここで注意すべきは、貸付金利子は、村内・村外での貸付利子収入を計上しているが、小作料収入はなぜか他村からの収入のみであり、村内での取得額を表示していない。もう一つ、「産出肥料」は購入肥料ではなくて厩肥などの自給肥料であるから、その見積もり額、貨幣換算額であろう。ただし、後でみるように支出項目には農業生産費があり、肥料費として自給肥料とみられるものと購入肥料とみられるものを合計19,410円としている。これと「産出肥料」との差は6187円であり、それを購入肥料代とみてよいであろう。とすれば「産出肥料」は収入と支出とで計上されている。

収入では、穀類等の農業収入が圧倒的に多く、養蚕・畜産はいまだそれほど多くはない。この時期41年に藤里村養蚕組合が創設されたのであるから、養蚕はこれ以降に増大するのである。林業収入はともかく、その他の収入は副業収入、労働賃金もなお小さく、むしろ金貸しによる利子収入が大きい。小作料は村内分が計上されない。

他方村の支出総額は171,237円であり、内訳はまず生計費87,448円（うち被服費が5784円、食料費が73,189円、建築修繕費が2315円、器具費が504円、消耗品費が5656円）である。そのほか

の生活諸経費は、冠婚葬祭費6023円、交際費6020円、教育費1740円、衛生費3257円である。

次に農業生産費であるが、それは種苗費2805円、肥料費19,410円、農具費955円、病虫駆除予防費28円、養蚕費636円、家畜費11,089円、家禽費274円、農産製造費53円、農業生産雑支出3414円、報酬および賃金3176円であるから、計41,840円である。以上の2項目の支出は、次節4で改めてみることにする。

さらに諸税負担額は12,460円とあるが、他町村への支払小作料1952円、借金利子は5565円、雑支出は4892円であり（以上3項目12,409円）、それは他村からの受取小作料434円、利子収入9457円、雑収入6403円（以上3項目16,294円、その差額3795円）である程度相殺されるから、村外からの収入でカバーしきれない税負担が収支の赤字の一要因となろう。

いずれにせよ、支出項目では生計費と（農業）生産費とを一応区別し、家計と経営との未分化をある程度反映している。項目の分類と整理も課題であろう。生計費の中では食料費が圧倒的に多く、農業生産費では肥料費が圧倒的に多い。そして税負担が生計と生産を圧迫していることがわかる。なお、小作料は村内村外への出入りのみが集計される。

さて、以上の村全体の総収入から総支出を差し引くと9094円の赤字となる。この大正1年は不作として、44年の実収から米などは20%減少としているのも一因であろう（粳米だけでも71,514円に比し57,211円であり、その差14,303円）。これでは副業と出稼ぎが必要となるわけであるが、赤字の理由・要因の説明がない。実際は自給部分によって補われる部分もあったであろう。税負担では44年には滞納者は7人であり、ほぼ納入している。この赤字は1戸あたりでは23円、1人あたりでは8円となるが、下層に重かったであろう。1村を1家計とする村民（村内）所得計算では、他の村や都市への貨幣の出入り関係を捉えることはできるが、村内の階層間の所得の移転が分かりにくい。しかし、この経理方式ではやむを得ないが、収支の中で村内の小作料収支を度外視するのは、自小作農が多いとはいえやはりおかしいのではなかろうか。

（2）農家収入の内訳

まず農業収入からみていくが、それにより農業生産物の中身が分かる。明治45年の農作物の生産高は、平年作を上回った44年の実収高（粳は4469石）より品目別に1～2割の減収（粳は3575石）としている。その中で第1は穀類（81,943円）であるが、内訳は粳米（57,211円）、糯米（8606円）、大麦（8190円）、小麦（2080円）、粟（5538円）、黍（96円）、玉蜀黍（6円）、蕎麦（208円）である。このように米麦が圧倒的な比重を占め、粟のほか雑穀類は少ないが、米麦重点化の方向にある。重要作物の第1、米の品種は数多いが35年の凶作を機に変化し、早稲10%（関山など）、中稲60%（関府、亀之尾など）、晩稲30%（ソッキリなど）では各種が栽培された（陸羽132号は大正10年以降）。そして明治農法を取り入れた肥培管理のありかた（田では1毛作、畑では2毛作）を具体的に紹介するが、ここでは割愛する。他の重要作物は、2の麦、3の大豆、4の粟があるが、麦は中等地1反歩での収支計算では赤字である。

第2に豆類（4962円）では、大豆（4314円）が中心で、小豆、豌豆等はわずかである。第3は蔬菜（2124円）であるが、いまだ多くない。品目は多く、菜菔（大根803円）、馬鈴薯（675円）

等多数あるが、大根以外は作付け地が宅地内のため記入されていない。人参、牛蒡は粟と合作、小豆は大豆と合作、大根、蕪は馬鈴薯の兼作という。

第4の果実類(660円)では梨、甘柿、渋柿などで、他は桃、梅、林檎が若干ある。第6の特用作物(1579円)は桑(1248円)、大麻(204円)のほかは楮、漆、胡麻、荏等若干である。やはり桑に重点が移りつつある(高木仕立て13,700本が中心、速成は1200坪)。第6の雑類(6768円)には枇、「慥」(糠か)等が多い。

第7は養蚕(春繭など1239円)であり、春繭は45戸が40枚を、夏繭は4枚を掃き立てているが、養蚕の比重がいまだ大きくない。第8の畜産(2147円)では畜類の売却が多く、馬(1242円、3歳以上15頭、3歳以下9頭)のほか牛、鶏卵がある。あわせて駄賃収入(557円)、委託馬の飼育料もある。駄賃収入は畜産というよりは運輸収入というべきであろう。

ここで、重要作物の当時における変遷をみれば、特用作物のうち、茶、煙草、藍、茜花は姿を消し、秋芋(からいも)稗、楮は絶滅したという。商品経済化の進展の結果、これらは駆逐されたのであろう。他方陸稻、甘藷、落花生が試作され、馬鈴薯、小麦、桑が作付けを拡大しているので、今後増加するであろう。

その他、林業収入では杉、松の用材(3248円)、薪(4828円)、木炭(1431円)があるが、乾草、生草も2881円ある。工業収入(1029円)では、豆腐、菓子、水車(47臼)、大工、木挽き、屋根屋、樋屋、鍛冶、鋳掛、左官、土方、杣、裁縫職、摺臼職、表具職、猟師、「方鑑師」等の職人の収入である。うち収入の多いのは豆腐(757円)で、7戸ある。また鍛冶(170円)は1人であり、単価(日当)40銭、425日分の仕事をしたようであるが、農家の兼業としてこれらの職人がいまだ専門化しきらずにいるわけである。商業収入(6528円)も種々あって、酒類、米穀商、菓子、小間物、材木商、牛馬売買、旅店、飲食店、質店、金貸、肴商、古着商があったが、いずれも専門化しきったわけではない。売上の大きいのは金貸し(6戸)で、49,370円の売り上げ(貸し付け)、そして4937円の収益を得たから、収益率は10%である。他方酒類は4戸であり、2354円の売り上げで、利益は214円であった。

雑業収入(3432円)には、獣医、僧侶、産婆、神子、按摩、官吏(5人、395円)、公吏(17人、1251円)、学校教員(10人、1548円)がいる。ここでは官公吏・教員は雑業とされている(就学率は35年に100%、学校は横瀬と浅井の各小学校のほか農業補修学校がある)。

また農家経済において大事な副業の収益(3341円)には、蓆、俵、縄、草履、藁靴、ケラ、雪靴、馬靴、付木、箸、織物、賃網があり、藁細工が多く、利益が多いのは藁靴である。単価が2銭、29,030枚で、収入は580円、しかし控除額が34円なので、利益は525円とある。いずれも農家の貴重な現金収入源であったろう。労働賃金(4593円)を得るものもあり、副業の収益を上回る。年季雇(39人、926円)、日雇い(男7735人、1160円、女5708人、856円)、奉公人(5人、25円)のほか出稼賃(110人、1625円)が増加した。そのため村内では奉公人、年季雇、日雇も得にくくなったという。さらに出稼ぎによる賃金収入により消費の商品経済化が進み、「華美な」風潮となったという。これに対して「冗費」の節約が求められるが、自給経済にはもはや帰らないであろう。

産出肥料（13,223円）は厩費が中心であるが、貨幣換算では人糞、人尿も少なくないし、草木灰、刈り草もある。最後に雑収入（6403円）では、恩給、扶助料、祝儀・法事、村外からの仕送り金（1635円）、村外への土地の売却代（1499円）がある。

4、藤里村の支出構造と消費生活

（1）農業生産費の内容

ここでは農業生産費の中身をみる。第1、種苗費（2805円）がある（林業を含む）。大きいのは粳（915円）、大麦（1135円）であり、その他は糯、小麦、大豆・小豆、蔬菜類、果樹類、材木苗、桑苗があるが、金額は少ない。第2の肥料費（19,410円）はいかにも大きい。特に厩費（11,289円）があるが、前に見たように他にも種々の自給肥料がある。他方、購入肥料は過リン酸石灰（248円）、大豆粕（3680円）、油粕（422円）、石灰（513円）などがあり、他村より入る下肥（978円）、もみ殻、その他の肥料もある。こうして購入肥料が増加している。

それに比べると、第3の農具費（955円）は、新規購入、修繕あわせた額であるが、人力依存から脱してはいない。それでも耕耘器具には持立犁（1.8円）、馬鋤（1.5円）、その他鋤、3本鋤に混じって蟹爪（0.2円）もある。そのほか万石等の収穫器具、摺臼等の雑具、蓆織機等もあったことが分かる。第4に養蚕費（636円）があるが、桑葉に502円費やしている。第6の家畜費（11,089円）では、家畜の購入代（1172円）と種々の飼料である。中でも大豆1023円、藁3378円が大きい。第7は家禽費（274円）であるが、飼料が207円である。その他、第8が農産製造費（53円）、第9が雑支出（3414円）であり、茅のほか藁靴、雪靴、馬靴等があり、副業として生産しているものが多い。なお農業生産費中の報酬及賃金（3176円）があるが、前述した年季雇、日雇い、奉公人の労働賃金（4593円）よりも少ない。

（2）藤里村の金利負担と税負担

さらに税負担（12,460円）、他町村への支払い小作料（玄米117石、貨幣換算1952円）、さらに借金利子（43,297円）があるが、それらは広義では農業生産費に含まれるものもあるかもしれない。銀行借り入れは14,300円（年利8.5%）、信用借金が28,997円（うち、村内から22,509円、村外から6489円借り、年利は15%）である。信用借金の金利は低下傾向にあるというが、銀行金利の2倍の高利である。その金利支払いは5565円であった。零細な中下層農は穀類の売却で現金収入を得るが、それ以外では生活の窮迫の際には借金をするしかなく、資産家から質借り、抵当借金をし、耐えがたい高率の金利負担を強いられた。実際、土地の村内外買い入れ、同売り渡しは双方あり、多くはないが土地が年々移動している。一方、農工銀行からの借り入れもあるが、それは桑園開設のように事業経営の場合であるから、その利用は上層農であろう。

次に、財政的な諸税負担はきわめて大きく、明治35年から44年までの金額と滞納者数が掲載されている。直近の明治44年における国税は5733円、県税は3454円、村税は3320円、区費は404円という割合であり、12,911円の負担である。この年の滞納者は7人である。しかしながら、過去10年間の税負担の増減をみると、国税は35年の3663円から42年の6412円まで増加し、43年から低

下したのである。県税、村税もほぼ同じように41～43年まで増大したので、滞納者は明治35年の288人から39年には547人へと増加し、40年の405人を経て、41年に100人へと減少した。日露戦時の国税を中心とする増税は明らかであり、現住戸数347戸にもかかわらず、滞納者は38年から40年には547人から405人を数えた。このように財政面の負担額の動向を見れば、35年以降農村と農家経済がいかに疲弊していったかがわかる。

さらに小作農には小作料の負担があった。そのデータは少ないが、田1反歩の標準的経営収支をみると、中位の地主は中田で14円を得ており、同様に自作農は10円を得るが、小作農は4円の損となる。そこで1反歩当りの小作料は中田で1石1斗（1石15円とする）として、小作農には大きな負担となる。したがって小作農は、地主（ちなみに県地主会は明治40年に結成された）の小作農奨励にもかかわらず、彼らは土地改良に努力をしないし、肥培管理も十分ではなかった。地主小作関係では古株地主に比べて新株地主はより近代的な契約厳守の方向に変わったという。とはいえ「天災事変」のときは相当の割引があり、小作料はまれに人夫もあったし、凶作のときは刈分もあった。

（3）農産物の販売

米の販売は12月から3月が多く、多くは岩谷堂町で販売しているが、馬車便により共同販売も可能となりつつあるという。やはり同地で、原料の肥料、農具を「奸商」から購入し、家畜の売買は家畜商による。物品（物々）交換は種子などはともかく、一般に農産物ではあまりない。やがて購買組合が必要となるであろう。

また、貯蓄に関する組合として、字浅井の常住者により藤里村浅井力行組合（規約全20条）ができた（明治43年11月）。共同貯蓄として、毎月11月から1回ずつ向こう10カ年郵便貯金をするものであった。組合員は1株～5株をもつが、それを売買、譲渡はできない。こうして、藤里村の産業組合は、その後信用購買組合として大正7年組合員410人、出資総額11,450円で成立することになる（組合長・小沢八良）²⁷⁾。

（4）農家の生計費とその内訳

まず、生計費（87,448円）には被服費（5784円）、食料費（73,189円）、建築修繕費（2315円）、器具費（504円）、消耗品（5656円）がある。

うち被服費は衣類、足袋、夜具類、毛布類、履物類などが大きい、実にさまざまある。食料費は多額であり、種類も多い。めばしいものだけでも、糯米、粳米、大麦、小麦、粟、味噌豆、馬鈴薯、肴類、食塩、酒、刻煙草など、これだけでも食生活の商品経済化が分かり、別に考える必要がある。建築では、新築が17戸ある。器具とは鍋釜の類である。商工業の関係者では、時計の修繕がある。消耗品は薪、木炭のほか石油がある。蠟燭、マッチもある。

その他、広義の生計費として冠婚葬祭費（6020円）、交際費（6023円）、教育費（1740円）、衛生費（3257円）がある。冠婚葬祭費には誕生祝い、御祝儀、年賀、葬式、法事、諸講、建築祝い、御祭がある。村内の上流、中流、下流で、その額もすべて異なる。交際費には饞別などがある。

27) 岩手日報社『岩手年鑑』1927年。

教育費には筆墨、紙などのほか、授業料、大きいものが他村での就学費である。県立・郡立学校の生徒は12人、1179円である。衛生費は大部分が薬価（2455円）である。以上の広義の生計費でもエンゲル係数は70%となる。

（5）農民生計の度合

衣服、食物、住宅に関して、上級、中級、下級の農家の様子を紹介している。衣服では季節別の平常着（男女）の数と金額がわかる。食事内容は同じものでも調理法が違うという。朝食は麦飯、粟飯あるいは粥、茶漬け湯漬けである。中流以下では滋養物は塩魚ぐらいである。貧農は賃金収入のないものは、粗末な粥等である。この点も、改めて消費生活の近代化の進展の面からみていく必要があるだろう。階層別の格差とその拡大も問題であろう。住宅は階層別に建物、坪数等を紹介している。下層では本宅、厩舎、厠のほかは薪小屋しかない。

村是では、消費動向については、特に日露戦後に都会風の流行が衣服の購入に現れ、その点に注目し、人情が「華美浮薄」に流れることを戒めている。反面では、徴兵帰郷者の軍人的規律の影響を称揚している。

おわりに

以上の実態調査をふまえて、「藤里村々是」は「将来ノ部」において、次のように村是を設定する。一応みておこう。まず必行事項としては、

1、養蚕の発達を図ること、2、産馬の改良を図ること、3、製炭を奨励すること、4、藁細工を奨励すること、5、造林を図ること、6、冗費の節約貯蓄を励行すること、7、村基本財産の蓄積を図ることをそれぞれあげている。その際、理由、方法、予想ないし目標の数値をあげている。これらは、狭義の農業経営の発展よりは、むしろ副業に重点があり、それなしには、「世運」つまり時代の流れ、日露戦後の資本主義の確立と変質に、農家が対応しきれないことを認めている。副業は勧めるが、さすがに出稼ぎまでは奨励していない。

次に奨励事項としては、

1、耕種法の改善を図ること、2、牛馬耕の普及を図ること、3、堆肥の製造を励行すること、4、村農会の活動を図ること、をそれぞれあげている。これらは、1～3は明治農法の受容による農業生産の増進を勧めるものである。しかし、注意すべきは、特に牛馬耕の導入を深耕の意義とともに、農作業の省力化の意義を説いている点であろう。それは養蚕のみならず副業を営む際に、特に夏季に繁忙となることへの対応策ともいえるであろう。

以上は、多くは現実を追認するものか、地主制下では実現の難しい技術改善であり、農家、特に自小作農は、副業と農外における出稼ぎの増加とその現金収入によって存立を図るしかないのであろう。それは資本主義の発展によって農家経済が規制されつつあることを示している。

また、副業に従事できるかどうかの問題と関連して、労働の繁閑、あるいは休日（45日）を、年中行事とあわせて紹介している。それは陰暦であるが、紀元節などの休日が新暦で挿入され、国家的休日（5日）が浸透しており、徴兵経験とともに農村生活を変えたであろう。それは農家

生活の新しいリズムを示すものである。むろん農事暦をみれば、氏神信仰をはじめ、部落の祭日のリズムがある。虫送り、雨乞いは往時の慣例であったというが、田植えや収納（収穫）は重要な行事であった。

1日の労働時間は、冬の7.5時間から夏の10時間であり、夜業は春・冬が2.5時間である。「労働工期」としては、牛馬耕では1日2反歩、壮丁の人耕では1日5畝とする。それが1日の「工期」1人であり、20歳から45歳までの成人の標準作業量である。15歳から20歳まではその4割であり、また45歳から55歳まではその6割である。農作業には農家の年齢階梯に応じた仕事量があったであろう。しかし、それがたとえ表現としても「労働工期」とされ、農村外部の経済活動の規範に制約されつつあるといえる。

以上、「藤里村々是調査」を経済面に即して紹介したが、「小山村農事調査書」と比較してみよう。後者の課題設定は明快であり、明治後期における農家経済の困難を探り、農家の経営的分化・分解を捉える視点が強い。一方、「藤里村々是」は幅広く村の総合調査を狙いとし、課題設定が曖昧となっている。しかし、曖昧な面があるとしても村単位の収支計算、あるいはいわば村民所得計算の試みである。その際「合議的調査」、「憶測」により貨幣換算、推計のため、商品経済化の進行が見えにくい場合もあった。また村内における小作関係への分析には深入りしない。それが当面は「対町村思想」、「対郡思想」を鼓舞し、大正3年以降の岩手県主導の米麦増収運動につながったとも言えるであろう。

町村是調査の特徴は、明治末・大正初期の農村と農家生活を多面的に調査し、農産物と農作業、消費生活を計数により記述している点である。次の課題は、まず県下の地域比較を村是資料によってみることであり、さらに農村の構造に関する社会学的分析と史的分析和を関連させ、岩手県農村と農家経済の分析につなげることである。